

海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案 新旧対照条文

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）（抄）	1
○外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（抄）	5
○独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）（抄）	7
○独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）	9
○独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）（抄）	10
○日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）（抄）	14

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、前二項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第 号）第 四条第一項に規定する業務を行う。</p> <p>4 機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（区分経理等） 第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項及び第四項の業務</p> <p>二・四（略）</p> <p>2・6（略）</p> <p>（長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券） 第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整</p>	<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2（略） （新設）</p> <p>3 機構は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（区分経理等） 第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第三項の業務</p> <p>二・四（略）</p> <p>2・6（略）</p> <p>（長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券） 第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整</p>

備支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

一 第十三条第一項及び第三項に規定する業務を行うために必要がある場合

二 (略)

256 (略)

附則

（機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用）

第七条 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。）第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）」とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。）であるものに使用される同法による被保険者であった者であつて事業

備支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

一 第十三条第一項に規定する業務を行うために必要がある場合

二 (略)

256 (略)

附則

（機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用）

第七条 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。）第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）」とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。）であるものに使用される同法による被保険者であった者であつて事業

所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被
保険者であつた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者で
あるものを除く。)であつて機構の事業所又は事務所のうち適用事業
所であるものに使用されるに至つた日において機構法第十三条第一項
、第三項若しくは第四項の業務又は機構法附則第十一条第二項第二号
若しくは第三号の業務若しくはこれらに附帯する業務に従事すること
とされたもの」とする。

2
(略)

所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被
保険者であつた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者で
あるものを除く。)であつて機構の事業所又は事務所のうち適用事業
所であるものに使用されるに至つた日において機構法第十三条第一項
若しくは第三項の業務又は機構法附則第十一条第二号若しくは
第三号の業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされた
もの」とする。

2
(略)

○外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）</p> <p>第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条に次の一項を加える。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>第十三条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）第四条第一項の規定による調査を行うこと。</p> <p>二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p>	<p>附 則</p> <p>（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）</p> <p>第二条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条に次の一項を加える。</p> <p>2 機構は、前項に規定するもののほか、外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）に基づき、不当廉価建造契約に関する調査等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>第十三条第一項及び第二項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。</p> <p>3 機構は、第三条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（次号において「不当廉価建造契約防止法」という。）第四条第一項の規定による調査を行うこと。</p> <p>二 外国船舶製造事業者（不当廉価建造契約防止法第二条第二項に規定する外国船舶製造事業者をいう。）が締結した建造契約に関する情報その他の外国船舶製造事業者に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。</p>

第十七条第一項第一号中「同条第三項及び第四項」を「同条第四項及び第五項」に改め、同項第二号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。

第十九条第一項第一号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第七条第一項中「第十三条第一項、第三項若しくは第四項の業務」を「第十三条第一項若しくは第三項から第五項までの業務」に改める。

附則第十一条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、「並びにこれらに附帯する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号「を」並びに第十三条第三項」と、同項第三号」に改める。

第十七条第一項第一号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第二号中「これらに附帯する業務」を「これらに附帯する業務並びに同条第三項の業務」に改める。

附則第七条第一項中「第十三条第一項若しくは第三項の業務」を「第十三条第一項、第三項若しくは第四項の業務」に改める。

附則第十一条第九項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、「並びにこれらに附帯する業務」の下に「並びに同条第三項」を加え、「」と、同項第三号「を」並びに第十三条第三項」と、同項第三号」に改める。

改正案	現行
<p>第十二条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第 号）第五条に規定する業務（第三十七条第二項第六号において「海外調査等業務」という。）を行う。</p> <p>3 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額のうち第十二条第一項第二号ハ及び第五号、第二項並びに第三項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2 機構に係るこの法律並びに通則法第十九条第九項、第三章及び第六</p>	<p>第十二条（略） （新設）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第三十一条（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する積立金の額のうち第十二条第一項第二号ハ及び第五号並びに第二項の業務に係る利益によるものとして国土交通省令で定める額に相当する金額から前項の規定による承認を受けた金額のうち当該業務の財源に充てるべき金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2 機構に係るこの法律並びに通則法第十九条第九項、第三章及び第六</p>

十四条第一項における主務大臣は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設（多目的のものを含む。）の新築、改築、管理その他の業務に関する事項（次号及び第六号に掲げるものを除く。）については、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣

五 (略)

3
六 海外調査等業務に関する事項については、国土交通大臣
(略)

十四条第一項における主務大臣は、次のとおりとする。

一～三 (略)

四 前二号に掲げる施設以外のダム、堰、水路その他の水資源の開発又は利用のための施設（多目的のものを含む。）の新築、改築、管理その他の業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、政令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣

五 (略)

3
(新設)
(略)

改 正 案	現 行
<p> 第十一条（略） 2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。 一 五（略） 六 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第 号）第六条に規定する業務を行うこと。 3（略） </p>	<p> 第十一条（略） 2 機構は、前項の業務のほか、次に掲げる業務を行う。 一 五（略） （新設） 3（略） </p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号から第七号まで若しくは次項第二号若しくは第五号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合（重度障害の状態となった場合を含む。以下同じ。）に支払われる生命保険の保険金若しくは生命共済の共済金（以下「保険金等」という。）を当該貸付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等により当該貸付けに係る債務を弁済すること。</p> <p>十一（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第 号）第七条の規定による調査、研究及び情報提供を行うこと。</p> <p>二〇七（略）</p> <p>（区分経理）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号から第七号まで若しくは次項第一号若しくは第四号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合（重度障害の状態となった場合を含む。以下同じ。）に支払われる生命保険の保険金若しくは生命共済の共済金（以下「保険金等」という。）を当該貸付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合に支払われる保険金等により当該貸付けに係る債務を弁済すること。</p> <p>十一（略）</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>（新設）</p> <p>一〇六（略）</p> <p>（区分経理）</p>

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十三条第一項第一号及び第二号の業務、同項第三号の業務（特定貸付債権に係るものに限る。）並びに同条第二項第一号の業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十三条第一項第三号の業務（特定貸付債権に係るものを除く。）

（及び同条第二項第四号の業務並びにこれに附帯する業務

三 第十三条第二項第五号の業務及びこれに附帯する業務

四（略）

（長期借入金及び住宅金融支援機構債券等）

第十九条 機構は、第十三条第一項（第四号及び第十一号を除く。）及び第二項第二号から第五号までの業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は住宅金融支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

2（略）

3 機構は、第十三条第二項第五号の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結した同条第一項第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等及び同項第二号の二に規定する損害保険会社が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。

4・5（略）

6 機構は、第十三条第二項第五号の業務に係る長期借入金の借入れに

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十三条第一項第一号及び第二号の業務並びに同項第三号の業務（特定貸付債権に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務

二 第十三条第一項第三号の業務（特定貸付債権に係るものを除く。）

（及び同条第二項第三号の業務並びにこれに附帯する業務

三 第十三条第二項第四号の業務及びこれに附帯する業務

四（略）

（長期借入金及び住宅金融支援機構債券等）

第十九条 機構は、第十三条第一項（第四号及び第十一号を除く。）及び第二項第一号から第四号までの業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は住宅金融支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

2（略）

3 機構は、第十三条第二項第四号の業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、勤労者財産形成促進法第六条第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、同条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約又は同条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約を締結した同条第一項第一号に規定する金融機関等、同項第二号に規定する生命保険会社等及び同項第二号の二に規定する損害保険会社が引き受けるべきものとして、住宅金融支援機構財形住宅債券（以下「財形住宅債券」という。）を発行することができる。

4・5（略）

6 機構は、第十三条第二項第四号の業務に係る長期借入金の借入れに

関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に、機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

7・8 (略)

(貸付債権の信託の受益権の譲渡等)

第二十二条 機構は、主務大臣の認可を受けて、債権譲受業務又は第十三条第一項第五号から第九号まで若しくは第二項第二号若しくは第三号の業務に必要な費用に充てるため、その貸付債権について、次に掲げる行為をすることができる。

一～三 (略)

(厚生労働大臣との協議)

第二十八条 主務大臣は、第十三条第二項第五号の業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

附 則

(業務の特例等)

第七条 (略)

2～5 (略)

6 機構が第一項から第四項までに規定する業務を行う場合には、第十五条第一項、第十八条第一項及び第三十五条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第七条第一項から第四項まで」と、第十

関する事務の全部又は一部を主務省令で定める金融機関に、機構債券又は財形住宅債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者に委託することができる。

7・8 (略)

(貸付債権の信託の受益権の譲渡等)

第二十二条 機構は、主務大臣の認可を受けて、債権譲受業務又は第十三条第一項第五号から第九号まで若しくは第二項第一号若しくは第二号の業務に必要な費用に充てるため、その貸付債権について、次に掲げる行為をすることができる。

一～三 (略)

(厚生労働大臣との協議)

第二十八条 主務大臣は、第十三条第二項第四号の業務に関し、通則法第二十八条第一項の認可をしようとするときは、厚生労働大臣に協議しなければならない。

附 則

(業務の特例等)

第七条 (略)

2～5 (略)

6 機構が第一項から第四項までに規定する業務を行う場合には、第十五条第一項、第十八条第一項及び第三十五条第二号中「第十三条」とあるのは「第十三条及び附則第七条第一項から第四項まで」と、第十

六条第一項中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則第七条第一項から第四項まで」と、第十七条第三号中「業務及び」とあるのは「業務(附則第七条第一項第一号及び第二項(第一号に係る部分に限る。))に規定する業務で附則第十六条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の規定による貸付けに係るものを含む。」及び」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第七条第五項に規定する既往債権管理業務」と、第十九条第一項中「第五号まで」とあるのは「第五号まで並びに附則第七条第一項(第五号及び第六号を除く。))から第三項まで」と、第二十一条中「とう。」により」とあるのは「とう。」若しくは附則第七条第一項第三号の業務により」と、第二十二条中「第三号」とあるのは「第三号若しくは附則第七条第一項第一号若しくは第三号若しくは第二項」とする。

7
15 (略)

六条第一項中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則第七条第一項から第四項まで」と、第十七条第三号中「業務及び」とあるのは「業務(附則第七条第一項第一号及び第二項(第一号に係る部分に限る。))に規定する業務で附則第十六条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の規定による貸付けに係るものを含む。」及び」と、同条第四号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第七条第五項に規定する既往債権管理業務」と、第十九条第一項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで並びに附則第七条第一項(第五号及び第六号を除く。))から第三項まで」と、第二十一条中「とう。」により」とあるのは「とう。」若しくは附則第七条第一項第三号の業務により」と、第二十二条中「第二項第一号」とあるのは「第二項第一号若しくは附則第七条第一項第一号若しくは第三号若しくは第二項」とする。

7
15 (略)

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第二十六条（略）</p> <p>2 事業団は、前項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第 号）第八條に規定する業務を行う。</p> <p>3 事業団は、<u>第一項第一号に掲げる業務を受託する場合においては、特別の事情がない限り、水質環境基準（下水道法第二条の二第一項に規定する水質環境基準をいう。以下この項において同じ。）</u>が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある終末処理場等を優先させるものとする。</p> <p>4 事業団は、<u>第一項第十一号に掲げる業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</u></p> <p>第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>第二十六条第一項及び第二項に規定する業務以外の業務を行つたとき。</u></p> <p>四〇六（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第二十六条（略） （新設）</p> <p>2 事業団は、<u>前項第一号に掲げる業務を受託する場合においては、特別の事情がない限り、水質環境基準（下水道法第二条の二第一項に規定する水質環境基準をいう。以下この項において同じ。）</u>が定められた公共用水域の水質を当該水質環境基準に適合させるため必要がある終末処理場等を優先させるものとする。</p> <p>3 事業団は、<u>第一項第十一号に掲げる業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</u></p> <p>第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第二十六条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。</p> <p>四〇六（略）</p>